

簡易課税の方(令和6年分消費税申告用)

【お持ちいただくもの】

〔所得税〕

①令和4、5、6年分(3年間分)の「決算書」ならびに「申告書」の控

〔消費税〕

②令和4年分、令和5年分の「申告書」の控、各種付表ならびに計算書

③令和6年分の消費税申告書(今回税務署より郵送された書類)

④今までに提出した届出書の控(適格請求書発行事業者の登録申請書等)

〔帳簿等〕

⑤令和6年分の帳簿(現金出納帳、収入のわかるもの、経費の内容のわかるもの)

⑥重要→税率区分表

★税率区分表とは、科目ごとに、それぞれ旧税率5%、8%、税率10%、軽減税率8%に区分して集計するものです。会計ソフトで区分表を出力できる方はご用意ください。税率区分表をお持ちでない方は、受付にてお声かけ下さい。

★上記該当する売り上げがある方は、帳簿又は、会計ソフトで税率ごとに区分経理で集計して下さい。

★区分経理していない方は、本財団での「消費税決算個人サポート(3月中旬から3月末)」の受講ができない場合があります。必ず、区分経理をお願い致します。

〔その他〕

⑦マイナンバー(個人番号)の確認できる書類又は写

＝消費税申告受講までに、必ず行って下さい＝

※ 売上等収入について、課税、不課税、非課税に分け、事業内容ごとの区分を行って下さい。

【課税取引とならないもの】

| | | |
|---|-------|--|
| 1 | 事業収入 | 商品券販売代金、保険金、輸出取引等収入、社会保険診療収入、国外取引収入 ※持続化給付金、家賃支援給付金、東京都感染拡大防止協力金等 |
| | 不動産収入 | 土地の貸付、住宅の貸付(賃貸期間が1ヶ月以上の居住用住宅) 礼金で住宅や土地の貸付に関する部分 権利金・更新料で賃貸期間が1ヶ月以上の居住用住宅や土地の貸付に関する部分 |

※ 譲渡所得 事業用固定資産、貸付住宅の売却収入がある場合は、課税売上となるので注意